

全建労発第21号  
令和4年7月6日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
(公印省略)

令和4年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省賃金福祉統計官から、別添のとおり、令和4年賃金構造基本統計調査の実施に対する協力依頼がありました。

この調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として実施されており、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用される等重要な役割を果たしています。

また、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴協会会員企業が調査の対象となった場合には、円滑な調査の実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

加えて、別添「『賃金構造基本統計調査』を実施します」の広報文の広報誌等への掲載につきましても、ご協力いただければ幸いです。

以上

担当:労働部 又木

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省 政策統括官  
(統計・情報政策、労使関係担当)



令和4年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段のご配慮、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和23年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、無作為に抽出した事業所を調査の対象としております。

また、調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添1「調査計画」及び別添2「調査票」に基づき、令和4年6月分の賃金等について調査することとしております。つきましては、貴団体参加企業の事業所が調査の対象になった場合には、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、円滑な実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、広報文の原稿を用意いたしましたので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、賃金構造基本統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

\* 賃金構造基本調査の内容、記入方法などについてはホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

賃金構造 事業所

検索

【担当】

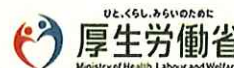
厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付

参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 中川 柴野 関口

電話番号：03-5253-1111（内線 7658,7659）

メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

## 「賃金構造基本統計調査」を実施します



厚生労働省では、「令和4年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主

検索



# 「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和4年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

## Q.結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

## Q.どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経歴年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

## Q.対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

## Q.調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口 (URL: <https://www.e-survey.go.jp>) から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索

